二十員條參考人として、川木は（省）

二夫出名二員從）、名四關係團體を網羅して、逐次取調べ

掛り中所謂第一會社第十會面で暴力團員を使用した傷害

るが、如斯き立、中勤勞働〈へを來要社に暴力團等の他其

上傾斜する對に共に二月末日炭鑛を〈願さる所謂爭議合組

のであり、爭議を員合組の名數果結るあ多に積宣の合組に

が組し對に炭鑛田相は（名氏代表）組合（系聯同總）會社夫炭鑛日本

正、暴行事件發生

傷害事件發生

四、（名七一一次內）名〇〇七人數員業從

三、專業主　氏名　三浦

二、所在地　福岡縣糟屋郡

一、名稱　相田炭鑛

件事行暴るけ於に所鑛炭田相

名は傷害被疑者として所轄飯塚警察署に引致せられたのである。

六、双方の對策と解決狀況

本事件發生と共に組合では本部並に支部の應援を求め十二日夜幹部會開催對策協議の結果、一、炭坑側の會見申込に應ずること、二、組合代表者として本部主事宮崎太郎、同常任笹岡正美、粕屋支部長山木戸初太郎の三名、三、負傷者への治療費總額支拂並に慰藉料三百圓の要求、をなすことを決定せり。

炭坑側に於ては事件の擴大を懼れ坑內外を嚴戒すると共に出炭奬勵の名の下に一時的（自三月十一日至五月廿四日）ながら賞與支給を發表し、一方組合に對し會見を申込んだのである。

財團法人 協調會福岡出張所